

(趣旨)

第1条 この告示は、愛媛県立松山南高等学校砥部分校（以下「砥部分校」という。）へ通学する費用の一部を補助することにより、砥部分校の定員充足を図るとともに、生徒の安全な通学環境を確保するため、予算の範囲内において令和8年度愛媛県立松山南高等学校砥部分校通学支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類)

第2条 補助金の種類は次のとおりとする。

- (1) 通学用自転車購入費補助金
- (2) バス通学用定期券購入費補助金
- (3) J R 鉄道通学用定期券購入費補助金

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、砥部町以外の居住地から砥部分校に通学する生徒の保護者であって、補助金の交付申請時において、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 生徒が砥部分校に自転車、バス又はJ R 鉄道のいずれかを利用して通学していること。
- (2) 令和7年度砥部町通学用自転車購入費補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 砥部分校に通学する生徒が、砥部町教育寮トベリエに入寮又は町内のアパート等で親元を離れて生活をしていないこと。
- (4) 砥部町に住所を有していないこと。

(補助対象経費及び補助対象期間)

第4条 補助金の対象となる経費及び期間は、次の各号のいずれかに該当するものとし、併用又は年度途中からの切替えはできないものとする。

(1) 通学用自転車購入費補助金

ア 補助対象経費は、令和8年度に砥部分校に入学し、砥部町以外の居住地から通学するために購入した通学用自転車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車で、通学の用に供するものとして利用されるものをいう。）の購入に要する費用（消費税及び地方消費税を含む。）とする。ただし、防犯登録費用及び保険料は対象外とする。

イ 補助対象期間は、令和7年4月1日から令和9年2月25日までとする。

(2) バス通学用定期券購入費補助金

ア 補助対象経費は、砥部分校に砥部町以外の居住地からバスを利用して通学するために1月以上の通学定期券又は学期定期券の購入に要する費用（消費税及び地方消費税を含む。）とする。ただし、通学定期券の期間が年度をまたぐ場合は、当該年度分を日割算定する。

イ 補助対象期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(3) JR鉄道通学用定期券購入費補助金

ア 補助対象経費は、砥部分校に砥部町以外の居住地からJR鉄道を利用して通学するために1月以上の通学定期券の購入に要する費用（消費税及び地方消費税を含む。）とする。ただし、通学定期券の期間が年度をまたぐ場合は、当該年度分を日割算定する。

イ 補助対象期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額はつぎのとおり算定した額とする。

- (1) 通学用自転車購入費補助金の額は、前条第1号に規定する補助対象経費に2分の1を乗じた額とし、15,000円を上限とする。
- (2) バス通学用定期券購入費補助金の額は、前条第2号に規定する補助対象経費に3分の1を乗じた額とし、月額10,000円を上限とする。
- (3) JR鉄道通学用定期券購入費補助金の額は、前条第3号に規定する補助対象経費に2分の1を乗じた額とし、月額10,000円を上限とする。
- (4) 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付申請及び請求）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和8年度愛媛県立松山南高等学校砥部分校通学支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和9年2月25日までに町長に申請するものとする。

(1) 通学用自転車購入費補助金

- ア 通学用自転車購入費の領収書の写し及び領収金額の内訳が確認できる書類の写し
- イ 通学用自転車の防犯登録控えの写し又は車体番号及び防犯登録番号等が確認できる書類の写し

(2) バス通学用定期券購入費補助金

- ア バス通学定期券購入費の領収書の写し
- イ バス通学定期券購入費の明細書の写し（氏名、種類、有効期間、利用区間、金額がわかるもの）

(3) JR鉄道通学用定期券購入費補助金

- ア JR鉄道通学定期券購入費の領収書の写し
- イ JR鉄道通学定期券購入費の明細書の写し（氏名、種類、有効期間、利用区間、金額がわかるもの）

2 バス通学用定期券購入費補助金及びJR鉄道通学用定期券購入費補助金は、通学用定期券購入の都度、交付申請及び請求をすることができる。

（交付決定及び補助金の交付）

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定し、その結果を令和8年度愛媛県立松山南高等学校砥部分校通学支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

2 町長は、前項で補助金の交付を決定した場合は、速やかに補助金を交付する。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

砥部町長 様

申請者（保護者）

住所

氏名

印

電話番号

令和8年度愛媛県立松山南高等学校砥部分校通学支援補助金交付申請書兼請求書

令和8年度愛媛県立松山南高等学校砥部分校通学支援補助金の交付について、令和8年度愛媛県立松山南高等学校砥部分校通学支援補助金交付要綱第6条の規定により添付書類を添えて申請します。

申請にあたり、令和8年度愛媛県立松山南高等学校砥部分校通学支援補助金交付要綱第3条に規定する補助対象者要件について調査することに同意します。

記

1 生徒の氏名

2 学 年

3 補助金の種類 自転車購入費補助金・バス通学用定期券購入費補助金・JR鉄道通学用定期券購入費補助金

4 補助対象経費 円

5 補助金申請額 円

6 補助金請求額 円

7 振 込 先

金融機関の名称		支 店 名	
口座の種別		口座番号	
フリガナ 口座名義			

8 添付書類

(1) 通学用自転車購入費補助金

- ・通学用自転車購入費の領収書の写し及び領収金額の内訳が確認できる書類の写し
- ・通学用自転車の防犯登録控えの写し又は車体番号及び防犯登録番号等が確認できる書類の写し

(2) バス通学用定期券購入費補助金

- ・バス通学定期券購入費の領収書の写し
- ・バス通学定期券購入費の明細書の写し（氏名、種類、有効期間、利用区間、金額がわかるもの）

(3) JR鉄道通学用定期券購入費補助金

- ・JR鉄道通学定期券購入費の領収書の写し
- ・JR鉄道通学定期券購入費の明細書の写し（氏名、種類、有効期間、利用区間、金額がわかるもの）

砥部町指令 砥地第 号  
令和 年 月 日

申請者 様

砥部町長



令和8年度愛媛県立松山南高等学校砥部分校通学支援補助金交付（不交付）  
決定通知書

令和 年 月 日付けで提出のあった令和8年度愛媛県立松山南高等学校砥部分校通学支援補助金交付申請書兼請求書について、次のとおり決定したので、令和8年度愛媛県立松山南高等学校砥部分校通学支援補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付の適否 交付 ・ 不交付  
(不交付の場合はその理由： )
- 2 補助金の種類
- 3 補助金交付決定額 円
- 4 補助金支払予定日 令和 年 月 日